

番 号 : 130758  
国 名 : バングラデシュ  
担当部署 : バングラデシュ事務所  
案件名 : 電力セクター案件実施促進【有償勘定技術支援】

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 電力セクターの円借款実施促進
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 有償勘定技術支援

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2013年9月上旬から2015年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.4 M/M、現地 14.5 M/M、合計 14.9 M/M
- (3) 業務日数 :

	準備期間	現地調査期間	国内期間	整理期間
	2日	435日	4日	2日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数 : 正1部、写1部
- (3) 提出期限 : 8月21日(12時まで)
- (4) 提出場所 : 調達部受付 (JICA本部1F)

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針 :
    - 1) 業務方針の的確性 6点
    - 2) 業務方法の整合性、現実性等 12点
    - 3) 当該業務実施上のバックアップ体制 2点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - 1) 類似業務<sup>注1)</sup>の経験 40点
    - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域<sup>注2)</sup>での業務経験 8点
    - 3) 語学力<sup>注3)</sup> 16点
    - 4) その他学位、資格等 16点
- (計100点)

注1) 類似業務 : 電力セクター関連及び円借款事業促進関連の各種業務

注2) 対象国/類似地域 : バングラデシュ/全世界 (本邦含む。)

注3) 語学の種類 : 英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし

### 6. 業務の背景

バングラデシュでは、貧困削減には経済成長の持続が必要不可欠との認識の下、JICA は民間セクターの投資環境整備につながる電力や運輸といった基幹インフラを重点分野として有償資金協力を実施している。近年では年間1000 億円規模の有償資金協力による支援を実施しており、その支援規模も急増している。特に有償資金協力を中心にJICA が支援してきている電力セクターは、「バ」国政府においても最優先課題の一つとされており、我が国の対バングラデシュ国別援助方針(2012 年6 月)においても、援助重点分野の一つである「経済成長の加速化」に係る開発課題として「経済インフラ整備」が位置付けられ、その中で「電力安定供給プログラム」が掲げられている。

バングラデシュでは、1993 年の「電力セクター改革委員会」の設立以降、ドナーの支援を受けて

垂直的に統合されていた発電・送電・配電の各部門を複数の会社に分割する分社化を柱としたセクター改革が進められた結果、発電・配電のサブセクターはそれぞれ複数の事業実施機関に分かれている(送電サブセクターは「バ」国国土の送電事業を所管する1社)。また、我が国とともに世界銀行やアジア開発銀行なども重点分野として支援しているセクターであるため、主要ドナーとの協調を通じた関連プロジェクト間の整合性の確保、セクター改革動向等に留意しつつ電力セクターの効率的な案件形成・監理に取り組んでいく必要がある。

JICAは我が国の対バングラデシュ国別援助方針を受けて、電力セクターを重点分野として位置付け、他ドナーと連携し、インフラ整備とともに包括的なセクター計画策定・実施の支援も併せて行う方針である。かかる状況を踏まえ、JICAは、バングラデシュ政府のうち電力エネルギー鉱物資源省及び電力セクター関連機関をカウンターパート(C/P)機関として、C/P機関から収集した情報に基づき課題を分析し、それらに基づき実施体制強化及び書類内容の改善指導を行うことでバングラデシュ側関係機関の能力を向上し、事業実施中案件の実施促進及び将来案件の形成促進、ひいては事業効果の早期発現を図ることを主な目的として本専門家を派遣する。

なお、新規・完了案件に加え、実施促進対象となる既往案件は現時点で以下の7件である(Loan Agreement(L/A)調印順)。

- ・ 送電網整備事業
- ・ ハリプール新発電所建設事業(Ⅱ)
- ・ 中部地域配電網整備事業
- ・ ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設事業(E/S)
- ・ 農村地域配電網整備事業
- ・ 全国送電網整備事業
- ・ ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設事業

## 7. 業務の内容

本専門家は、「電力安定供給プログラム」の取組みを効果的かつ効率的に推進すべく、JICAによる各種調査・協力において必要な情報収集・分析の実施や関係者間との調整を実施することによって、「バ」国電力セクターの発展を目的とした活動を行う。また、かかる情報収集・分析ならびに調整を通じてバングラデシュ電力セクター関係機関の調整能力・実施能力の強化を目指す。

具体的担当事項は次のとおりとする。

ア 準備期間(2013年9月上旬)

(ア) 「バ」国電力セクターの概況を把握し、電力安定供給プログラムの関連案件に関する情報収集を行う。

(イ) 電力セクターを含めたバングラデシュ全体における開発の現状及び課題について把握する。

(ウ) 上記に基づき、本業務の全期間(現地派遣期間及び国内準備・整理期間)にわたる業務実施計画書(英文)を作成し、JICAバングラデシュ事務所並びに南アジア部に提出する。

イ 現地派遣期間(2013年9月中旬～2015年3月中旬までの間に5回)

「電力安定供給プログラム」における関係者(実施機関/調査団/専門家/ドナー)からの情報収集及び分析を行う。

(ア) バングラデシュ電力セクターの全体概況(セクター改革の現状及び方向性)の情報収集、電力セクターレポート作成、及びJICA作成のポジションペーパー改訂への支援・助言を行う。

(イ) バングラデシュ電力セクターの、JICAの支援による各種調査/事業において、必要に応じJICAと調査団/コンサルタント/専門家の協議に参加し、円借款電力案件のプログラム全体との整合性と質の確保に留意する。

(ウ) JICAが実施する「電力安定供給プログラム」に関するプロセスに必要な諸手続きを支援する。

(エ) JICAが実施する電力安定供給プログラムの既往案件に係る案件監理及び実施促進の支援、並びにバングラデシュ関係機関との調整を行う(迅速且つ適正な調達、及び貸出促進に必要な業

務を含む)。

(オ) 電力セクターにおいて必要とされる「バ」国政府側の対応課題について、JICA本部/事務所と相談の上、「バ」国政府側関係省庁に対して継続的な働きかけを行う。

ウ 国内作業期間(2013年9月中旬～2015年3月中旬までの間に各現地派遣後4回)。

(ア) 現地業務結果報告書(英文)の提出及び報告を行う。

(イ) 次回派遣に係る業務実施計画書(英文)の提出を行う。

エ 帰国後整理期間(2015年3月下旬)

(ア) 専門家業務完了報告書(英文)の提出及び報告を行う。

(イ) 必要に応じて業務引継ぎを行う。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン(英文7部: 監督職員、C/P機関、各電力公社)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

(2) 現地業務結果報告書(英文7部: 監督職員、C/P機関、各電力公社)

記載項目は以下のとおり。

1) 業務の具体的内容

2) 業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書(英文7部)

記載項目は以下のとおり。

1) 業務の具体的内容

2) 業務の達成状況

3) 業務実施上遭遇した課題とその対処

4) 電力セクターにおける協力実施上での課題

5) その他: C/Pやプロジェクト専門家と協力して作成したレポート等の成果物を参考資料として添付すること。

※体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、成田⇒バンコク⇒ダッカ⇒バンコク⇒成田を標準とします。

(2) 戦争特約保険料: 特になし

(3) 一般管理費等の上限加算: 特になし

## 10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は2013年9月15日～2015年3月14日を予定していますが、日程調整は可能です。

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地での業務体制は以下のとおりです。

・ 監督職員(バングラデシュ事務所長)

- ・分任監督（バングラデシュ事務所経済協力班担当次長）
  - ・電力政策アドバイザー（専門家）
- 3) 便宜供与内容  
JICAによる便宜供与事項は以下のとおりです。
- ① 空港送迎  
あり
  - ② 宿舎手配  
あり
  - ③ 車両借上げ  
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
  - ④ 通訳備上  
なし
  - ⑤ 現地日程のアレンジ  
業務内容に鑑み必要に応じアレンジします。

## (2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料の入手については南アジア部南アジア第四課（TEL:03-5226-8694）に連絡してください。データでお渡しします。
- ・バングラデシュ人民共和国 JICA国別分析ペーパー
  - ・対象円借款案件に係る事業事前評価表
  - ・対象円借款案件に係る協力準備調査報告書
  - ・電力セクターマスタープラン（PSMP2010）調査報告書
  - ・その他電力・エネルギーセクター関連報告書

## (3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。
- 2) バングラデシュ国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室等の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。

以上